

潤生園 よりあいどころ 螢田

重要事項説明書

社会福祉法人 小田原福祉会

1. 事業目的・運営方針

要介護者等（要支援2含む）であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

- 1 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者的心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとなるよう配慮する。
- 4 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- 5 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- 6 事業所は、前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 7 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

2. 事業所の概要

- 1 名 称 潤生園よりあいどろ螢田
- 2 所在地 神奈川県小田原市蓮正寺 997-4
- 3 連絡先 電話番号 0465 (20) 8107 FAX番号 0465 (20) 8106
- 4 介護保険事業所番号 1492300460
- 5 管理者 小関 邦江
- 6 提供サービス （介護予防）認知症対応型共同生活介護事業
- 7 提供実施地域 小田原市

3. 事業所の職員体制（2025年4月1日現在）

- 1 管理者 1名（常勤兼務）事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 2名（常勤兼務 2名）
適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する特別養護老人ホームや病院等の関係機関との連絡・調整に当たる。
- 3 介護職員 12名以上（常勤兼務 10名以上）
利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

4. 利用定員

2 ユニット 18 名（全室個室）

内訳 1 ユニット 9 名

2 ユニット 9 名

5. サービス内容

- 1 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 2 日常生活上の世話
- 3 日常生活の中での機能訓練
- 4 相談、援助

6. 利用料金

1 事業所が提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料は、法定代理受領分については介護報酬告示上の額の自己負担割合に応じた額とし、法定代理受領分以外については介護報酬の告示上の額とする（下表参照）。

介護度	基本サービス	負担割合 1 割	負担割合 2 割	負担割合 3 割	介護職員等処遇改善加算Ⅱ
要支援 2	749 単位	782 円	1, 565 円	2, 348 円	所定単位数 × 17.8%
要介護 1	753 単位	786 円	1, 573 円	2, 360 円	
要介護 2	788 単位	823 円	1, 646 円	2, 470 円	
要介護 3	812 単位	848 円	1, 697 円	2, 470 円	
要介護 4	828 単位	865 円	1, 730 円	2, 595 円	
要介護 5	845 単位	883 円	1, 766 円	2, 649 円	

【利用者負担金の算出方法】

- ・該当月の総単位数 × 地域区分別 1 単位の単価（小田原市は 5 級地という区分で 1 単位が 10.45 円） = A（1 円未満切捨て）
- ・A × 保険給付率 = B（保険給付額：1 円未満切捨て）
- ・A - B = 介護報酬に係る利用者負担金 となる。

＜上記のほかに下記の加算が算定される場合がある＞

§ サービス提供体制強化加算 I (22 単位/日)

介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 70% 以上、または介護職員の総数のうち勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 25% 以上

- § 若年性認知症利用者受入加算（120 単位／日）
若年性認知症利用者に対して、個別の担当者を定めている。
- § 初期加算（30 単位／日）
入居した日から起算して 30 日以内の期間に算定される。30 日を超える入院後に利用再開した場合も算定する。
- § 認知症専門ケア加算 I（3 単位／日）※要介護認定者のみ算定
- (1) 施設における利用者総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする利用者の占める割合が 2 分の 1 以上である。
 - (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を 1 人以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
 - (3) 施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。
- § 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)(120 単位/月)
- (1) 日常生活自立度Ⅱの入居者の割合が 50 パーセント以上。
 - (2) 対象者個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理状況の予防等に資するチームケアを実施。
 - (3) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催。計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無および程度について定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行う。
 - (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了仕手いる者を 1 人以上配置しあつ複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組む
- § 医療連携体制加算（I）ハ（37 単位／日）※要介護認定者のみ算定
施設が連携する訪問看護ステーションの看護師により、利用者の日常的な健康管理を行ったり、利用者の状態を判断し、医療面から適切な指導、援助を行う体制を整えている。通常時及び特に状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡調整連携を行う。別紙「重度化した場合における対応に係る指針」について、入居の際、利用者又はその家族に対して当該指針の内容を説明し同意を得ることとする。

§ 生活機能向上連携加算Ⅰ（100 単位／月）

医療提供施設の医師・理学療法士らと共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、当該計画の進捗状況を評価し、必要に応じて計画・訓練内容を見直しを行う。3月に1回を限度として算定。

§ 栄養管理体制加算（30 単位／月）

管理栄養士が従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言および指導を月1回以上行う。

§ 口腔・栄養スクリーニング加算（20 単位／回）6月に1回を限度

利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態や、栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態や、栄養状態に関する方法を計画作成担当者に文書で共有する。

§ 口腔衛生管理体制加算（30 単位／月）

- (1) 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアの技術的助言・指導を月1回以上行う。
- (2) 入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成する。

§ 入院時費用（246 単位／日　・　再入居時に初期加算）

入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合、1月に6日を限度として算定。また、医療機関に1カ月以上入院した後、退院して再入居する場合に初期加算が算定される。

§ 退居時相談援助加算（400 単位）

退居を希望する利用者に対して、退去後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ利用者の同意を得て、退居後の居宅地を管轄する市町村等に対して、利用者の介護状況を示す文書を添えて必要な情報提供をした場合に算定される。

§ 退所時情報提供加算（250 単位）

医療機関へ退所する入所者等について、「退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

§ 看取り介護加算

※要介護認定者のみ算定

- (1) 死亡日以前 31 日～45 日以下：72 単位／日
- (2) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下：144 単位／日
- (3) 死亡日以前 2 日又は 3 日：680 単位／日
- (4) 死亡日：1,280 単位を死亡月に加算

※ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。

以下のすべてに適合する利用者にのみ算定する。

- ・ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- ・ 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されていること。
- ・ 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ隨時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。

§ 科学的介護推進体制加算（40 単位／月）

利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していることで算定される。

§ 協力医療機関連携加算（100 単位／月 40 単位／月）

- (1) 入所者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を確保していること。
- (2) 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

§ 生産性向上推進体制加算Ⅱ（10 単位／月）

- (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会にて以下①～④について検討および実施の定期的な確認を行う。
①業務効率化、質向上、職員の負担軽減に資する介護機器を活用する場合の利

用者の安全、ケアの質の確保

- ②職員の負担軽減、勤務状況への配慮
 - ③介護機器の定期的な点検
 - ④業務効率化、質向上、職員の負担軽減を図るための研修
- (2) 介護機器を活用している
- (3) 事業年度ごとに(1)(2)の取り組みによる業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告

<その他に次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける>

- ① 家賃 2,000 円／日
- ② 共益費 600 円／日
(共有スペースの維持管理・修繕・畑や花壇の整備・ゴミ処理・自治会関係費用
防災用備蓄・衛生管理に関する薬剤)
- ③ 水道光熱費 700 円／日
- ④ 食費 1,500 円／日
- ⑤ 理美容代 1,600 円／回
- ⑥ おむつ代 実費
- ⑦ 敷金 120,000 円
 - ・敷金は、この契約が終了した後、原状回復に要する費用が発生した場合には、
敷金から差し引くことができる。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される
サービスのうち、日常生活においても通常必要な費用で、その利用者が負担する
ことが適当と認められる費用

2 前項の費用を伴うサービスを提供する際には、当該サービス内容及び費用を説明した上で利用者又は家族の同意を得る。併せてその支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

3 支払い方法

自己負担金は、1ヶ月ごとに計算し、翌月27日に自動口座引き落とし（指定の金融機関の口座から月1回引き落とす）にてお支払い頂く。

7. 介護計画作成

- 1 （介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下、介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明

し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

8. 入退居に当たっての留意事項

1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者等（要支援2含む）であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

9. 緊急時における対応方法

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、利用者の家族に報告する。

10. 非常災害対策

1 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、消防避難に関する計画を作成する。

2 事業所は、非常災害に備え、年2回以上は、避難・救出その他必要な訓練を行う。

11. 事故発生時の対応

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

12. 損害賠償

事業所の責任により利用者に生じた損害について、速やかにその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償責任を減じることがある。

13. 相談窓口、苦情対応

1 事業所は、その提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情又は要望若しくは相

談に迅速かつ適切に対応するため、苦情等受付窓口を設置するなどの必要な措置を講じる。

2 事業所は、その提供するサービスに関して、市町村からの文書提出・提示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情等に関する調査に協力する。また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

3 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情等に関して、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善内容を報告する。

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

＜潤生園よりあいどろ螢田＞

- ・苦情相談責任者： 管理者 小関邦江
- ・対応日時 月曜日から日曜日 午前 9 時から午後 4 時
- ・電話番号 0465-20-8107 ・ファックス 0465-20-8106

＜小田原福祉会設置の福祉サービス相談委員会＞

- ・設置会場 神奈川県小田原市穴部 377 潤生園本部会議室
- ・相談会開催日 毎月第3木曜日(午前 10 時から午後 11 時)
- ・担当者 第三者委員 高橋重光(電話 0465-35-1706)
第三者委員 北村セツ(電話 0465-34-1632)
第三者委員 高木雅子(電話 0465-36-4622)

＜公的受付機関＞

- ・小田原市高齢介護課介護給付係
(月曜日から金曜日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 祝祭日、年末年始除く)
神奈川県小田原市荻窪 300 電話 0465-33-1827
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係
(月曜日から金曜日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 祝祭日、年末年始除く)
神奈川県横浜市西区楠町 27-1 電話 045-329-3447

1 4. 個人情報の保護

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、原則的に事業者が行う認知症対応型共同生活介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供に

については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

15. 秘密保持

- 1 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業所等関係機関に対して、利用者に対する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

16. 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

17. 業務継続計画の策定

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

18. 衛生管理

- 1 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備、備品又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生管理上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行う。
- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

19. 運営推進会議

- 1 (介護予防)認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者で構成する。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

20. その他運営に関する重要事項

- 1 事業所は、職員等の資質向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (ア)採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (イ)継続研修 年1回以上

21. 法人の概要

1 名称	社会福祉法人 小田原福祉会	
2 代表者名	理事長 時田 佳代子	
3 所在地	小田原市穴部377番地	
4 電話番号	0465(34)6001	
5 ファックス番号	0465(34)9520	
6 事業概要 (2025年4月1日現在)	<ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム 1事業所・地域密着型特別養護老人ホーム 1事業所・短期入所生活介護事業所 2事業所・認知症対応型共同生活介護事業所 2事業所・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1事業所・通所介護事業所 3事業所・地域密着型通所介護 8事業所・居宅介護支援事業所 3事業所・介護予防支援事業所 4事業所・小規模多機能型居宅介護事業所 5事業所・訪問看護事業所 1事業所	

年 月 日

上記のとおり重要事項を説明し、交付いたしました。

潤生園よりあいどろ螢田

説明者氏名

上記のとおり重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者氏名

家族氏名

利用者は、心身の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代行者氏名